

新潟市秋葉区農業委員会 1 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 1 月 31 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 番 阿部 信行

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

11 番 高山 直興
12 番 佐藤 千穂子

第 2 議事

議案第 29 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 31 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について
議案第 32 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫

佐藤事務局長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度1月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p><挨拶></p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、5番阿部委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長（小倉会長）	<p>それでは、最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので11番・高山委員、12番・佐藤千穂子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案として提案されている案件に入ります。</p>

議長

議案第 29 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 29 号新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

12 ページまで利用権設定の新規、新津地区が 54 件、小須戸地区が 2 件、筆数 245 筆、面積 190,802 m²であります。

13 ページから 28 ページまでは利用権の更新、新津地区が 60 件、小須戸地区が 19 件、筆数 533 筆、面積 402,663 m²であります。

29 ページは売買で、新津地区が 2 件、小須戸地区が 1 件であります。

30 ページは利用権の移転で、新津地区が 10 件であります

32 ページは農地中間管理機構に貸し付ける案件になっております。

新津地区で 11 件、小須戸地区で 3 件、筆数 174 筆、面積 136,251 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

35 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について、依頼案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 30 年 2 月 15 日となります。

36 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。
本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 29 号は原案のとおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは、次に移ります。
議案第 30 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、
事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

それでは、議案第 30 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定につ
いて説明いたします。

使用貸借権による権利の設定で、一時転用のための転用許可申請です。

期間は、許可日より平成 30 年 4 月 30 日までで、冬季の除雪期間に除雪
基地として使用する目的です。

冬季になったら毎年一時転用を出してもらい、春には農地に戻し耕作し
てもらうことにしています。

転用面積は、畑 5 筆、約 24 アールです。

申請地は、仮設工作物の除雪用車両置き場、その他の一時的な利用に供
するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を
供することが必要であると認められるものです。

また、3 年以内の期間であれば、一時的な利用に該当すると判断される
ため、例外的に許可できるものです。

申請地は、農振農用地区域内農地です。なお、転用行為の妨げとなる権
利を有する者はおりません。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開
かれておりますので、松田農地部会長職務代理者から部会報告をしていた

農地部会長職務
代理者

だきます。

平成30年1月26日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件の調査内容について報告します。

議案書37ページ1番の案件です。

本件の譲受人のA株式会社、代表取締役B氏の代理人の行政書士C氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、本年度、新潟市から除雪作業を受注したため、その作業区域を公益の観点から早急な作業が求められる中、作業の効率化を図る観点から申請地が最も適しており、受注期間に限り重機及び作業員の駐車場として申請をしたとのことでした。

部会としては、公益の観点及び本年の降雪が例年より早かったことなどを考慮し、形式上事後承諾となったことにつき始末書を添付させるとともに、次年度以降は手続きに遺漏がないよう指導し、代理人もこれを承諾しました。

本案件については以上です。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第30号は、原案のとおり決定しました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定につ

いて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(笹川副主幹)

次に、議案第 31 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてであります。

議案書 38 ページの 1 番です。

申請地は、金沢町 1 丁目にあります。

父親が H29 年 5 月に亡くなり、まだ相続は終わっていませんが、遺産分割協議書の添付を受けています。

申請地は、市街化地域内の農地です。

申請面積は、畑 2 筆、約 10 アールです。対象農地には農業用施設もあり、育苗ハウス等で通年利用されています。これから先も農地とし耕作を続けて行かれるということでしたので、適正な申請と判断されます。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、松田農地部会長職務代理者から部会報告をしていただきます。

農地部会長職務
代理者

相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定 1 件の調査内容について報告します。

議案書 38 ページ 1 番の案件です。

まず、本件の願い出人 D 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地の面積は約 10 アールで、昭和 50 年頃より春季は育苗用、冬季は切り花園芸等で使用しており、経営計画から今後も現在の用途を維持したい旨の説明がありました。

部会としては、市街化農地であるが現行の経営に欠かせないものと認め、用途の維持及び今後も複合経営に努めるよう促し、願い出人もこれを

承諾しました。

本案件については以上です。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 31 号は原案のとおり決定されました。ここで退室委員の入室を許可します。

(退出委員着席)

議長

次に、追加議案の議案第 32 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

議案第 32 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてであります。

追加議案書の 1 ページ 1 番をご覧ください。

小口地区での売買による所有権の移転の許可申請です。

譲渡人は相続により農地を取得し、住居も秋葉区内にないため耕作できず、申請地に隣接する譲受人にお願いするためのものです。

譲受人の経営面積は約 47 アールで、水稻・蔬菜の経営です。申請面積は、畑 1 筆、約 3 アールで、このたびの申請地を加えると下限面積の 5 反以上になります。

申請地は、農振農用地区域外農地です。

売買なので、10 アール当たりの対価は約 49,000 円です。

また、農地部会に付されています。

次に、1 ページ 2 番は、覚路津地区での売買による所有権の移転の許可申請です。

申請地の両側はすでに譲受人が耕作しているため、耕作の利便性を上げ、農地管理上のための許可申請です。

譲受人の経営面積は約 683 アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、田 1 筆、約 3 アールです。

申請地は、農振農用地区域内農地です。

売買なので、10 アール当たりの対価は約 340,000 円です。

また、農地部会に付されています。

次に、番号 3 は、覚路津地区での交換による所有権の移転の許可申請です。

譲受人の経営面積は約 58 アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、畑 2 筆、約 3 アールです。

申請地は、農振農用地区域内農地です。

交換ですので、10 アール当たりの対価はありません

また、農地部会に付されていません。

次に、番号 4 は、覚路津地区での交換による所有権の移転の許可申請です。

譲受人の経営面積は約 134 アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、畑 1 筆、約 3 アールです。

申請地は、農振農用地区域内農地です。

交換ですので、10 アール当たりの対価はありません。

また、農地部会に付されていません。

次に、2 ページ 5 番は、東金沢地区での使用貸借権による権利の設定です。

親子間で息子の経営規模拡大のための許可申請です。

譲受人の経営面積は約 1,560 アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、田 2 筆、約 6 アールです。

申請地は、農振農用地区域内農地です。

使用貸借ですので、10 アール当たりの対価はありません。

同一世帯内の使用貸借であるため、農地部会に付されていません。

また、Eさんが青年給付金をもらっていたことから経営面積を分けています。

次に、番号 6 と 7 は、矢代田地区での賃借権による権利の設定の許可申請です。

この 2 件については、譲受人が一緒のため一括で説明いたします。

番号 6 については、以前より譲渡人は農業を廃業しており、譲受人への

賃貸借期間を更新するものです。

番号 7 については、これも農業用機械がなくなり農作業ができないため、譲受人への賃貸借期間を更新するものです。

譲受人の経営面積は、約 502 アールで水稻・蔬菜の経営です。

6 番の申請面積は、畑 3 筆、約 4 アールで、7 番の申請面積は、田 1 筆、約 26 アールです。

6・7 番ともに、申請地は市街化区域内農地です。

2 件とも賃借権によるものなので、10 アール当たりの賃借料は 21,000 円です。

また、農地部会に付されています。

番号 8 は、竜玄・新保地区での使用貸借による権利の設定で、親子間の経営移譲のための許可申請です。

譲受人の経営面積は約 656 アールで、水稻・蔬菜の経営です。

申請面積は、田・畑合計 4 筆、約 9 アールです。

申請地は、農振農用地区域外農地です。

使用貸借ですので、10 アール当たりの対価はありません。

また、農地部会に付されていません。

番号 9 は、天ヶ沢地区での区分地上権による権利の設定に関する許可申請です。

区分地上権の設定の相手は、土地改良区のため経営面積はありません。

国道 403 号線工事に伴う土地改良施設、送水管の切りまわしの工事に伴い地下に埋設管を布設するための許可申請です。区分地上権の設定ですから耕作はそのままできます。

工事概要は、送水管の撤去 91m、新設 103m です。

申請面積は、田 6 筆、約 1 アールです。

申請地は、農振農用地区域内農地です。

また、農地部会に付されています。

以上 9 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

許可の可否には直接関係しないと思いますが、2 ページ 5 番の説明で、Eさんが青年給付金をもらっていたことから経営面積を分けているとの説明がありました。

しかし、Eさんが青年給付金をもらっていたのではなく、譲受人である

息子のFさんがもらっていたとの誤りではないでしょうか。青年給付金の制度は比較的新しい制度であり、Eさんの時代にはなかった制度だと思います。

事務局
(笹川副主幹)

ご指摘のとおり、許可の可否には関係しないと思いますが、青年給付金の受給者が誰であったか再度確認し、後日、回答させていただきます。

議長

他にご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

他にご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、松田農地部会長職務代理者から部会報告をしていただきます。

農地部会長職務
代理者

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定5件の調査内容について報告します。

なお、追加議案について今月は9件受理しておりますが、番号3番及び4番は交換、番号5番及び8番は親子間の使用貸借につき、いずれも調査省略としました。

また、番号6番及び7番は譲受人が同一のため一括報告といたします。

さらに、番号9番は国道403号線関連事業の施工に伴う新津郷土地改良区が設定する区分地上権設定に関する案件のため、事務局説明を聴聞に代える扱いといたしました。

では、追加議案書1ページ1番の案件です。

まず、本件の譲受人のG氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は譲渡人が以前居住していた住宅に隣接していますが、西区に転居したことに伴い維持管理が困難となっていたところ、譲受人と話がまとまったことから今回の申請にいたったとのことでした。

部会としては、譲受人に対し今後の適正管理を依頼するとともに、許可になった場合は申請どおり確実に耕作を行うよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

追加議案書1ページ2番の案件です。

まず、本件の譲受人のH氏から申請にいたった理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は以前から譲渡人より管理を受託しており、自己所有地と一体管理を行っていたところ、譲渡人より売却を打診されたことから申請にいたったとのことでした。

部会としては、許可になった場合は申請どおり確実に耕作を行うよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

2 ページ 6 番並びに 7 番の案件です。

本案件は、譲受人が同一につき一括で報告します。

まず、本件の譲受人のI氏から申請にいたった理由について説明してもらいました。

それによれば、各申請地はいずれも 10 年前に農地法第 3 条申請で、賃借権の設定を行ったものであり、期間満了による賃借権の再設定が合意にいたったことから申請を行ったとのことでした。

部会としては、今後も耕作放棄とならないよう意見するとともに、許可になった場合は申請どおり確実に耕作を行うよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

追加議案書の 3 ページ 9 番の案件です。

本案件は、先ほどの事務局説明により省略します。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第 32 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 39 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります

新津地区で 15 件、小須戸地区で 4 件、筆数 174 筆、面積 136,251 m²であります。

43 ページをご覧ください。

中間管理権の移転、新津地区が 1 件であります。

続いて 45 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

農地法による賃貸借の合意解約が 1 件、農地中間管理事業法による利用権の合意解約が 1 件、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が 23 件であります。

以上です。

(笹川副主幹)

51 ページをお願いいたします。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書について であります。

法務局からの照会で、非農地として 1 件 回答いたしました。

52 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について であります。

記載のとおりの内容で 5 件受理いたしました。

53 ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。
報告前に訂正があります。

本日配布しておりますものと差し替えでお願いします。

差し替え箇所につきましては、議案書53ページでございます。

訂正内容は、案件の追加です。

番号1の「車場2丁目」を追加しましたので、記載のとおりの内容で7
件受理いたしました。

以上です。

(田中係長)

議案書、54ページをご覧ください。

報告事項、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果についてをご
説明いたします。

一番下の秋葉区計をご覧ください。

平成28年末の荒廃農地は117筆、18,408㎡でした。

平成29年中の新規発生分は45筆、24,535㎡、解消された分は、21筆、
14,900㎡です。

従って、平成29年末の荒廃農地は、141筆、28,043㎡となりました。

このうち、再生困難な、いわゆるB分類の農地は、81筆、12,156㎡で
す。

また、それぞれの地区の内訳は記載のとおりです。

なお、農地パトロールの結果に伴う詳細については、後程、その他のと
ころでご説明します。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた
だきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成29年度1月定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 高 山 直 興

署名委員 佐 藤 千 穂 子